

第1章 地域の概況

1-1 地域の概要

本港の直背後地大阪市は、わが国のほぼ中央に位置しており、京阪神地域の中核を占め、東京とともに、わが国産業経済の二大中心地の一つを形成している。

大阪市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接し、大阪平野の要地を占め、陸海交通の要衝をなしている。

市街はおおむね平地であり、およそ海拔3m前後の土地が大部分を占めている。

また本市は、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量が極めて豊かである。

気候的にはおおむね温暖で、いわゆる瀬戸内気候に属している。

大阪市は、面積225.21km²に人口約269万人を擁しており（平成27年10月1日現在）、人口は平成7年及び12年は約260万人、平成17年は約263万人、平成22年は約267万人と増加の傾向にあり、平成27年は約269万人と更に増加している（出典：「平成28年 大阪市統計書」（大阪市））。

大阪市の工業の概況（従業者4人以上の事業所）は、平成26年末現在で事業所数5,727、従業者数11万7,897人、製造品出荷額等は約3兆6,348億円であり、平成25年に比べて事業所数で5.2%、従業者数で2.9%の減少を示す一方で、製造品出荷額等では4.3%の増加を示している（出典：「平成28年 大阪市統計書」（大阪市））。

商業については、平成19年6月1日現在で商店数5万3,196店、従業者数48万1,201人、販売額は約47兆3,005億円であり、平成16年に比べて商店数で11.2%、従業者数で7.9%の減少を示す一方で、販売額では3.6%の増加を示している（出典：「平成28年 大阪市統計書」（大阪市））。

1-2 大阪地域公害防止計画

公害防止計画は環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等において、知事が作成し、公害防止対策事業計画に係る部分については環境大臣の同意を得て策定する地域計画である。

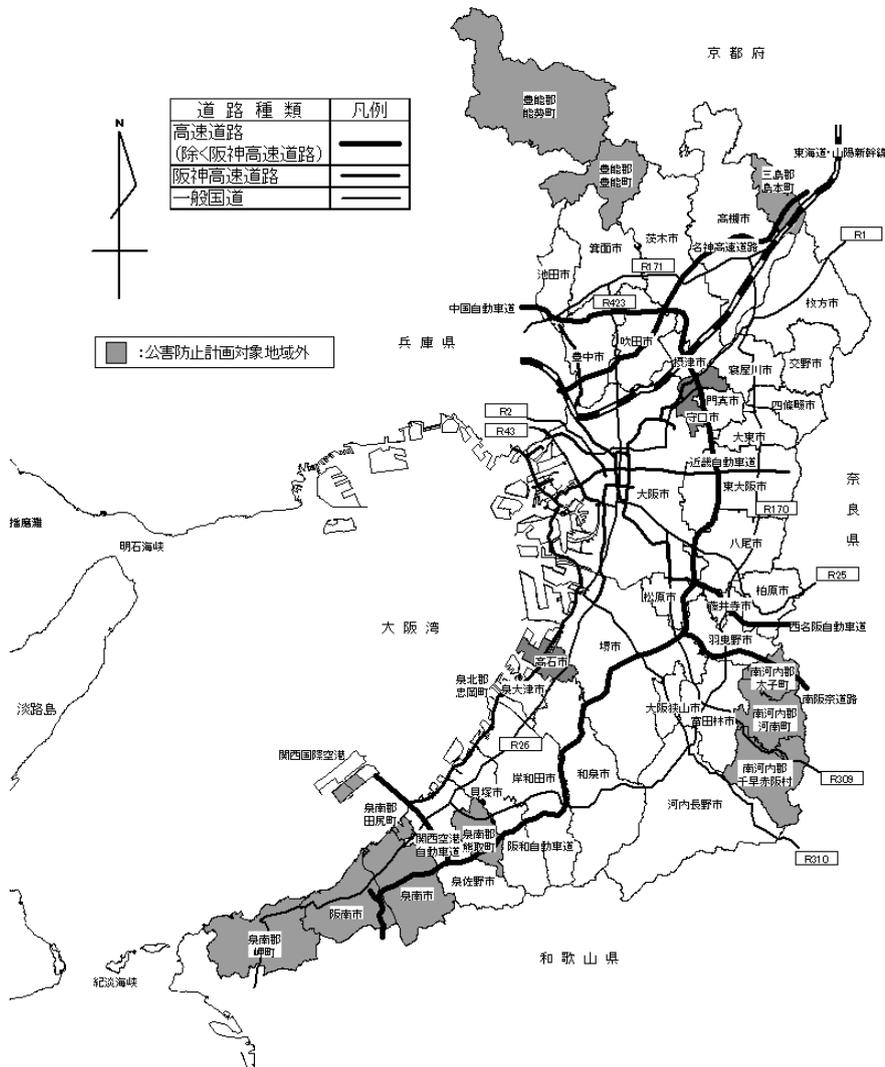
大阪地域においては、内閣総理大臣の指示に基づき、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、昭和52年度、昭和57年度、昭和62年度、平成4年度、平成9年度、平成14年度及び平成19年度の計8次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、平成24年3月に第9次大阪地域公害防止計画を策定した。

第9次計画の概要及び目標をそれぞれ表1-2-1、表1-2-2に、その対象図を図1-2-1に示す。

表 1-2-1 第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

地名	大阪地域
地域の範囲	豊能郡能勢町、豊能町、三島郡島本町、守口市、南河内郡太子町、河南町、千早赤阪村、高石市、泉南郡熊取町、田尻町、岬町、泉南市及び阪南市を除く府内全域
策定年月日	平成 24 年 3 月
計画の実施期間	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間
計画の主要課題	(1) 大阪湾の水質汚濁 (2) 河川の水質汚濁

出典：「第 9 次 大阪地域公害防止計画」（大阪府）



出典：「第 9 次 大阪地域公害防止計画」（大阪府）

図 1-2-1 大阪地域公害防止計画対象地域図

表 1-2-2 (1) 大阪地域公害防止計画の目標

区分	目 標	対象区域	備 考																		
1 大 気 汚 染	<p>「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント</td> <td>1時間値が0.06ppm以下であること</td> </tr> </table> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること</td> </tr> </table> <p>「微小粒子状物質に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境庁告示第33号) 第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <tr> <td>微小粒子状物質</td> <td>1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること</td> </tr> </table>	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域											
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること																				
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること																				
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること																				
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること																				
2 水 質 汚 濁	<p>1) ア 公共用水域</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td>1mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	砒素	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下	公共用水域 全計画区域													
	項 目	基 準 値																			
砒素	0.01mg/L以下																				
ほう素	1mg/L以下																				
イ 地下水	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>0.0005mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1-ジクロロエチレン</td> <td>0.1mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>1, 2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>10mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1, 2-ジクロロエチレンについては、シス体とトランス体の和とする。</p>	項 目	基 準 値	鉛	0.01mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	地下水 全計画区域			
項 目	基 準 値																				
鉛	0.01mg/L以下																				
総水銀	0.0005mg/L以下																				
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下																				
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下																				
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下																				
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下																				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下																				
2) 生活環境項目	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 類型</th> <th>利用目的の適応性</th> <th>生物化学的 酸素要求量 (BOD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>3mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの</td> <td>5mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの</td> <td>8mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業用水3級、環境保全</td> <td>10mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下	B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下	C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下	D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下	E	工業用水3級、環境保全	10mg/L以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域	
項目 類型	利用目的の適応性	生物化学的 酸素要求量 (BOD)																			
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下																			
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下																			
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下																			
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下																			
E	工業用水3級、環境保全	10mg/L以下																			

出典：「第9次 大阪地域公害防止計画」(大阪府)

表 1-2-2 (2) 大阪地域公害防止計画の目標

区 分		目 標		対象区域	備 考																		
2	水質汚濁	イ	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 種類</th> <th>利用目的の適応性</th> <th colspan="2">化学的酸素 要求量 (COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">2mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">3mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td colspan="2">8mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目 種類	利用目的の適応性	化学的酸素 要求量 (COD)		A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下		B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L以下		C	環境保全	8mg/L以下		水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域		
			項目 種類	利用目的の適応性	化学的酸素 要求量 (COD)																		
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下																					
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L以下																					
C	環境保全	8mg/L以下																					
海	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 種類</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">目 標 値</th> </tr> <tr> <th>全 窒 素</th> <th>全 り ん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)</td> <td>0.2mg/L以下</td> <td>0.02mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)</td> <td>0.3mg/L以下</td> <td>0.03mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)</td> <td>0.6mg/L以下</td> <td>0.05mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>水産3種 工業用水 生物生息環境保全</td> <td>1mg/L以下</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 種類	利用目的の適応性	目 標 値		全 窒 素	全 り ん	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
項目 種類	利用目的の適応性			目 標 値																			
		全 窒 素	全 り ん																				
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下																				
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下																				
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下																				
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下																				
	3)	底質	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P C B</td> <td>「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号)に定める底質の暫定除去基準値(10mg/kg)に該当しないこと</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	目 標	P C B	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号)に定める底質の暫定除去基準値(10mg/kg)に該当しないこと	公共用水域														
項 目	目 標																						
P C B	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号)に定める底質の暫定除去基準値(10mg/kg)に該当しないこと																						
3	ダイオキシン類	<p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成14年7月22日)環境省告示第46号第1の1に定める環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>媒 体</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 気</td> <td>0.6pg-TEQ/m³以下</td> </tr> <tr> <td>水 質 (水底の底質を除く。)</td> <td>1 pg-TEQ/L以下</td> </tr> <tr> <td>水底の底質</td> <td>150pg-TEQ/g以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。</p>		媒 体	基 準 値	大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	全計画地域 ただし、大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 また、水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。											
媒 体	基 準 値																						
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下																						
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下																						
水底の底質	150pg-TEQ/g以下																						

出典：「第9次 大阪地域公害防止計画」(大阪府)

表 1-2-2 (3) 大阪地域公害防止計画の目標

区分	目 標	対象区域	備 考																			
4	(1)	騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域																				
	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）第1に定める環境基準																					
騒	騒	ア 一般地域																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基準値</th> <th rowspan="2">対象地域</th> </tr> <tr> <th>昼間 午前6時から 午後10時まで</th> <th>夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50デシベル以下</td> <td>40デシベル以下</td> <td>富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>55デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>55デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> <td>都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60デシベル以下</td> <td>50デシベル以下</td> <td>都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値		対象地域	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで	AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地	A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）	C	60デシベル以下
地域の類型	基準値			対象地域																		
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで																				
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地																			
A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域																			
B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）																			
C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）																			
音	音	イ 道路に面する地域																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間 午前6時から 午後10時まで</th> <th>夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間 午前6時から午後10時まで</th> <th>夜間 午後10時から翌日の午前6時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。</p> <p>この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>	地域の区分	基準値		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	基準値		昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで	70デシベル以下	65デシベル以下			
地域の区分	基準値																					
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで																				
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下																				
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下																				
基準値																						
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで																					
70デシベル以下	65デシベル以下																					

出典：「第9次 大阪地域公害防止計画」（大阪府）

表 1-2-2 (4) 大阪地域公害防止計画の目標

区 分	目 標	対象区域	備 考											
4	(2) 航 空 機 騒 音	<p>「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>基準値</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>70WECPNL以下</td> <td>都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>75WECPNL以下</td> <td>都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。</td> </tr> </tbody> </table>		地域の類型	基準値	対象地域	I	70WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域	II	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。	航空機騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域	
		地域の類型	基準値	対象地域										
I	70WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域												
II	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。												
音	(3) 新 幹 線 鉄 道 騒 音	<p>「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>基準値</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>70°シベル以下</td> <td>地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>75°シベル以下</td> <td>地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市及び茨木市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域（河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む。）をいう。 2 該当地域は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）により知事が地域の類型ごとに指定する地域である。</p>		地域の類型	基準値	対象地域	I	70 ° シベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域	II	75 ° シベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域	
		地域の類型	基準値	対象地域										
I	70 ° シベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域												
II	75 ° シベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域												

出典：「第9次 大阪地域公害防止計画」（大阪府）

1-3 下水道

(1) 下水道の普及状況

大阪市の下水道普及状況は表 1-3-1 に示すとおりであり、下水処理区域面積及び普及率の推移は図 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 下水道普及状況

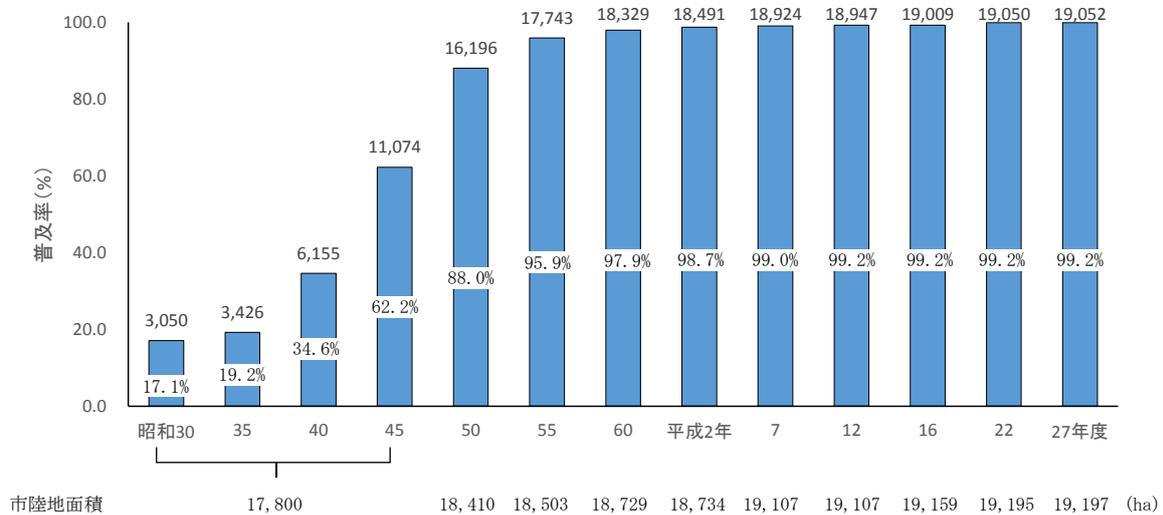
(平成 27 年度末)

処 理 面 積	190.52 km ²
処 理 区 域 面 積 普 及 率 ※ 1	99.2 %
	(市陸地面積 191.97km ²)
処 理 人 口 普 及 率 ※ 2	99.9 %
下 水 管 渠 延 長	4,920 km
下 水 処 理 場	12 か所
抽 水 所	58 か所
下 水 処 理 能 力	2,844 千 m ³ /日

※1 処理区域面積普及率=処理面積/市陸地面積

※2 処理人口普及率=処理人口(2,691,729人)/総人口(2,691,742人、平成27年速報値国調人口)

出典：「大阪市環境白書 平成 28 年度版」(大阪市、平成 28 年 11 月)



出典：「大阪市環境白書 平成 8 年版」(大阪市)
 出典：「大阪市環境白書 平成 13 年版」(大阪市)
 出典：「大阪市環境白書 平成 17 年版」(大阪市)
 出典：「大阪市環境白書 平成 23 年度版」(大阪市)
 出典：「大阪市環境白書 平成 28 年度版」(大阪市、平成 28 年 11 月)

図 1-3-1 下水処理区域面積及び普及率の推移

(2) 下水道整備計画

大阪市では、下水道整備を行い、安全・安心で快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造するとともに、循環型社会に貢献することを目的として、社会資本整備総合交付金を活用し、下水汚泥処理施設の老朽化対策や水処理施設の覆蓋化による環境対策などを実施している。計画の内容については、表 1-3-2 (1) に示すとおりである。

表 1-3-2 (1) 大阪市下水道・河川総合整備計画〔第 2 期〕の概要

計画の期間	平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）
計画の目標	下水道整備を行い、安全・安心で快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造するとともに、循環型社会に貢献する。
計画の成果目標 （定量的指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内における下水汚泥処理施設の老朽化対策率を 0%（H28 当初）から 100%（H32 末）に向上させる。 ・高度処理人口普及率を 87%（H28 当初）から 89%（H32 末）に向上させる。（流域関連公共下水道は対象外） ・高温高濃度消化法の導入による効率的な汚泥処理達成率を 85%（H28 当初）から 96%（H32 末）に向上させる。 ・水処理施設の覆蓋化による環境対策整備率を 73%（H28 当初）から 74%（H32 末）に向上させる。
全体事業費	32,600 百万円

出典：大阪市建設局 HP 「<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000278/278851/gesuidoukasen2ki.pdf>」

大阪市では、下水道施設の耐震化、老朽化対策、長寿命化の取組、浸水対策、事前防災・減災の考え方に立った対策を図り、市民の命と暮らしを守るインフラを再構築することを目的として、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、地震対策や老朽化した下水道施設の改築更新、浸水対策、合流式下水道の改善などを実施している。計画の内容については、表 1-3-2 (2) に示すとおりである。

表 1-3-2 (2) 大阪市下水道・河川総合整備計画（防災・安全）〔第 2 期〕の概要

計画の期間	平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）
計画の目標	下水道・河川施設の耐震化、老朽化対策、長寿命化の取組、浸水・治水対策、事前防災・減災の考え方に立った対策を図り、市民の命と暮らしを守るインフラを再構築する。
計画の成果目標 （定量的指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内における下水管渠の老朽化対策率を 0%（H28 当初）から 100%（H28 末）に向上させる。 ・計画期間内における下水処理施設の老朽化対策率を 0%（H28 当初）から 100%（H32 末）に向上させる。 ・概ね 10 年に 1 度の降雨を対象とした下水道施設による雨水対策整備率を 80%（H28 当初）から 83%（H32 末）に向上させる。 ・計画期間内における下水道施設の地震対策実施率を 0%（H28 当初）から 100%（H32 末）に向上させる。 ・合流式下水道改善率を 54%（H28 当初）から 61%（H32 末）に向上させる。 ・大阪府寝屋川流域総合治水対策の一環として、H26 年度に改訂された河川整備計画に則り、当面の治水目標（1/10 に対して床下浸水発生せず、1/30 に対して床上浸水発生せず）実現のために必要な護岸等の整備率を 99%（H28 当初）から 100%（H32 末）に向上させる。 ・南海トラフ巨大地震後に防潮堤の機能が損なわれ、L1 津波により浸水被害が発生する恐れがある住吉川（下水関連区間）において、淀川水系西大阪ブロック河川整備計画で位置付けられている護岸整備箇所のうち、左岸側の護岸の防潮堤耐震補強を 540m 実施し、住吉川左岸側の浸水想定区域の面積を 386ha（H28 当初）から 0ha（H32 末）に解消させる。
全体事業費	132,000 百万円

出典：大阪市建設局 HP 「<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000278/278851/gesuidoukasenbousaianzen2ki.pdf>」

1-4 公害苦情

大阪市における公害苦情件数の推移は表 1-4-1 及び図 1-4-1 に示すとおりであり、平成 27 年度の発生源別の苦情件数は表 1-4-2 に示すとおりである。

表 1-4-1 公害苦情件数の推移

(単位:件)

種別 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音*1	振動	悪臭	その他*2	合計
18	345	6	719	98	275	48	1,491
19	297	5	671	85	307	62	1,427
20	228	4	603	76	268	58	1,237
21	234	4	663	73	276	67	1,317
22	214	0	751	83	270	38	1,356
23	252	3	862	92	239	39	1,487
24	290	2	887	88	242	36	1,545
25	261	0	817	89	200	31	1,398
26	218	2	796	88	222	14	1,340
27	464	0	777	74	193	20	1,528

*1. 低周波音を含む *2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む

出典：「大阪市環境白書 平成 23 年度版」(大阪市、平成 23 年 11 月)

出典：「大阪市環境白書 平成 24 年度版」(大阪市、平成 24 年 12 月)

出典：「大阪市環境白書 平成 25 年度版」(大阪市、平成 25 年 12 月)

出典：「大阪市環境白書 平成 26 年度版」(大阪市、平成 26 年 12 月)

出典：「大阪市環境白書 平成 27 年度版」(大阪市、平成 27 年 12 月)

出典：「大阪市環境白書 平成 28 年度版」(大阪市、平成 28 年 11 月)

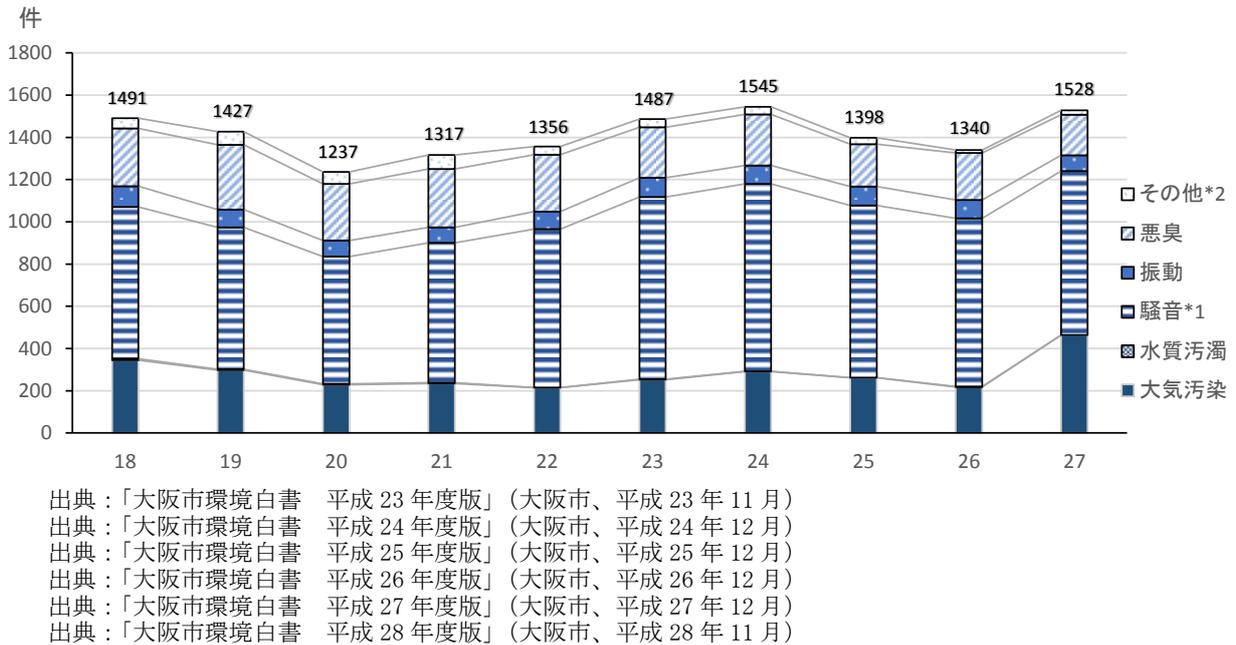


図 1-4-1 公害苦情件数の推移

表 1-4-2 発生源別苦情件数

(平成27年度)

発生源	種別	大気汚染	水質汚濁	騒音*1	振動	悪臭	その他*2	合計
工場・事業場*3		24	0	143	9	48	1	225
工事・建設作業		417	0	323	54	12	4	810
飲食店営業		0	0	81	0	36	0	117
カラオケ		0	0	79	0	0	0	79
移動発生源*4		1	0	10	7	0	0	18
家庭生活*5		0	0	19	0	8	2	29
野焼き		7	0	0	0	3	0	10
その他*6		14	0	102	4	51	12	183
不明		1	0	20	0	35	1	57
合計		464	0	777	74	193	20	1,528

- *1. 低周波音を含む
- *2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む
- *3. 焼却（施設）、産業用機械作動、産業排水を含む
- *4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運行を含む
- *5. 機器、ペット、その他を含む
- *6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む

出典：「大阪市環境白書 平成 28 年度版」(大阪市、平成 28 年 11 月)